

令和 8 年度 予算編成への要望書

公明党福岡市議団

令和 7 年 12 月 4 日

福岡市長

高島宗一郎 様

教育長

下川祥二 様

令和 8 年度予算編成への要望書

公明党福岡市議団は、福岡市の令和 8 年度予算編成にあたり、以下の通り
要望いたします。

公明党福岡市議団

団 長	大石	修二
幹事長	松野	隆
	山口	剛司
	尾花	康広
	篠原	達也
	高木	勝利
	古川	清文
	勝山	信吾
	石本	優子
	田之頭	知行
	田原	香代子
	堤	健太郎

は じ め に

長引く物価高騰や厳しさを増す国際情勢など、激動する時代の中で国民生活は多くの困難に直面しています。私たちの市民生活においても食料品や光熱費、生活必需品の価格上昇は、特に子育て世帯や高齢者、ひとり親家庭など、生活に不安を抱える方々に深刻な影響を及ぼしています。

そのような大変に厳しい社会状況の中、福岡市においては高島市長の強いリーダーシップのもと、「生活の質の向上」と「都市の成長」の持続的な好循環を創り出すこと。このことを都市経営の基本戦略として掲げ、「人と環境と都市活力が高い次元で調和したアジアのリーダー都市」の実現に向けて、着実に、そして確実に歩みを進めているところであります。

私たち公明党福岡市議団も「誰一人取り残さない福岡市政」の実現を目指し、これまで市民の声に寄り添った具体的な施策の提案を行ってまいりました。

令和8年度予算の編成におきましても、特に物価高騰対策、生活支援、子育て・教育環境の充実、地域交通やインフラ整備など、現場の声を反映した具体的な施策の提案をいたします。

高島市長におかれましては、市民の暮らしを守り、未来への希望と安心を育む市政の実現に向け、私たちの施策の実現に真摯に取り組まれますよう強く要望をいたします。

～ 目 次 ～

■ 要望項目

① 次世代につなぐ行政サービスの向上を目指して	1
② 一人ひとりが元気に輝くまちを目指して	5
③ 若者や子どもが未来に希望を描ける社会を目指して	14
④ 安全・安心で良好な生活環境の充実を目指して	23
⑤ 人と地球にやさしい持続可能な都市の構築に向けて	29
⑥ 誰もが魅力を感じる観光・M I C E都市福岡へ	34
⑦ 物価高騰に対応できる福岡経済を目指して	36
⑧ 魅力あふれる農林漁業の振興と発展に向けて	38
⑨ 人流・物流ともにアジアの拠点となる博多港と空港へ	40

■ 各区の要望項目

東 区	41
博多区	42
中央区	42
南 区	43
城南区	43
早良区	44
西 区	44

令和 8 年度予算要望項目

■ 要望項目

① 次世代につなぐ行政サービスの向上を目指して

1.S D G s 達成へ向けた積極的な取り組みの推進

2030年SDGsの目標達成のためには、行政・企業団体、そして、市民一人ひとりの取り組みを加速させ、啓発はもとより具体的な行動についても情報発信を行い、積極的な取り組みを強力に推進する。

2.W e l l - b e i n g & S D G s 登録制度の拡充

登録制度の普及で、企業の社会貢献活動の先進事例等を紹介するなど、投資家や金融機関がESG投資や融資等の拡大を促進し、市内事業者の持続可能な経営への転換や新たな顧客獲得・取引先拡大につなげる。

3.市街化調整区域の総合的な課題解決を推進

市街化調整区域については、規制緩和と新たなビジョン設定のもと、観光や海業などの個別事業を活かし、関係各局の連携による課題解決に取り組み、総合的な地域振興を進める。

4.D X 社会に向けた行政運営の更なる推進

「福岡市DX戦略」に基づき、国の定める自治体オープンデータセットに合わせて利活用を行うなど、市民の利便性向上や業務の効率化を図り、DX社会の実現へ向けた新たな取り組みを積極的に推進する。

5.マイナンバーカード申請サポートの強化と利活用の推進

市民がデジタル化の恩恵を享受できるようマイナンバーカードの普及を促進するとともに、データ連携基盤を活用した「ふくおかサポート」のプッシュ型の情報提供で利便性を図る。

6. 市民サービスのデジタル化による利便性向上と業務効率化の推進

市民・事業者の利便性向上や業務の効率化を図るため、各業務に応じたプロセスのデジタル化とクラウドサービスの活用で基幹系システムを刷新する。

7. 公文書のデジタル化と庁内資料ペーパレス化の加速

公文書の改ざん防止等、これまでの公文書のデジタル化へ具体的に着手するとともに、これまで進めてきた庁内のペーパレス化を一層強力に推進し、環境負荷の低減を加速させる。

8. 公共施設におけるアセットマネジメントの推進

財政負担の平準化・軽減に取り組み、既存施設や土地については用途廃止も視野に施設の統合や合築など資産の有効活用を推進する。また区役所の更新計画の策定に着手する。

9. 財政基盤の強化に向けた財源確保の取り組みの推進

適切な税務行政の推進により安定的な市税収入の確保を図り、適正な債権管理により未収債権額の縮減に取り組む。また、市場から信頼される市債発行や大幅な流出増となっているふるさと納税の施策の充実を図る。

10. 地方公会計の見える化による情報発信の推進

固定資産台帳の精査を着実に進めるとともに、複式簿記による財務情報の「見える化」を徹底する。新公会計システムによる財務データを活用し、他都市比較や市民一人当たり換算など、分かり易い情報の提供や発信を行う。

11. 公共工事における入札・契約の競争環境の整備推進

働き手不足や資材高騰等を踏まえ、適正な予定価格や工期の設定、発注・施行時期等の平準化の強化を図り、低価格競争、入札不調対策、一社入札対策、下請けへの迅速な支払い、事業者の適正評価など取り組みを推進する。

12. 指定管理者制度の適切な運営の推進

行政側の一方的な条件提示に留まる事なく制度本来の目的に鑑み、民間事業者と意見交換を行い、競争性の確保に努める。また、制度の適切な運用に取り組みながら、市民に納得される指定管理者制度の向上を図る。

13. 行政手続きのスピード化・ノンストップ化の推進

行政手続きのデジタル化やオンライン予約で氏名・住所の入力を一度で済むようにするとともに、防犯灯の道路占用許可申請等、区役所に行かなくても手続きが完了するノンストップ行政のシステムを確実に構築する。

14. 民間企業との包括連携協定の推進

地域の一層の活性化や市民サービスの向上につなげるよう、さまざまな分野において福岡市と企業がお互いの資源や魅力を生かした事業である「包括連携協定」に共に取り組む。

15. 次世代を担う職員人材の育成

自治体DX推進のため、システムエンジニア等のデジタル人材の採用と育成を強化する。あわせて、職員研修や民間企業との人材交流、女性職員の活躍推進を図り、次世代を担う職員を育成する。

16. 投票率向上に向けた取り組みを推進

投票環境の充実を図るために、大学、駅、商業施設等に期日前投票所の増設や開設期間を延長する。あわせて当日投票所も増設する。また、高齢者や障がい者の投票率等を調査し、投票環境の整備、投票率向上を推進する。

17. 障がい者優先調達推進法への適切な対応

障がい者就労施設等の受注の機会を確保するため、施設等の物品及び役務に対する需要の増進を全庁的に図り、「障がい者工賃向上支援センター」を活用し、障がい者の自立と市民理解を促進する。

18. 県費補助の格差是正

こども医療費助成制度の県費補助対象を高校３年生世代まで拡大し、重度・知的障がい者の医療費支給制度の県費補助対象の拡大を図るために、県へ個別要望も行う。

② 一人ひとりが元気に輝くまちを目指して

1. 国民健康保険料の県単位化の取り組み

国民健康保険の都道府県単位化の制度変更は、地域間で保険料格差を生じさせるなど公平性に欠けるものであり、制度の構造的課題を解消する抜本的な見直しを県や国へ要望し、公平で持続可能な国保運営に取り組む。

2. 新型コロナウイルス感染者等への相談窓口の設置

ワクチン接種等による副作用や罹患後の後遺症に悩む市民に分かりやすい正しい情報提供を行い、福岡市民病院に専門相談窓口を設置するなど、コロナ後遺症及びワクチン接種等に関する相談体制を構築する。

3. 胃がんリスク（ピロリ菌）検査の拡充

検診受診率の向上に向けて、市民への周知啓発を図る。また、若年層の胃がん罹患率を下げるため、中学生を対象に胃がんリスク（ピロリ菌）検査を行い、検査費用や陽性者への除菌治療費ともに公費負担で行う。

4. がん対策の拡充

がん患者・家族を支援する「がん対策推進条例」を制定する。また、アピアランスケア推進事業については、ウィッグ等の購入費の助成を拡充する。加えて、定年を迎える65歳時のがん検診を無償化にする。

5. 保健事業の適切な推進

生活習慣病の合併症や慢性腎不全（CKD）等に対して重症化予防行動を促し、未治療者・治療中断者への受診率向上に取り組む。また、妊婦や節目歯科健診等の受診機関の拡大を図り、市民への保健指導を拡充する。

6. 難病患者への福祉支援策の拡充

病状が不安定という難病の特徴ゆえに、「重度・中度区分」の判定が難しく障がい者手帳が取得できずにいる難病患者に対し、相談窓口の拡充、医療費助成制度の適用を拡大し、自己負担相当額の助成、生活・就労支援を行う。

7. 肺炎球菌ワクチン・新型コロナワクチン接種費用の助成

高齢者等の呼吸器感染症による重症化予防のために、肺炎球菌ワクチン接種費用においては、65歳以上の方に回数を制限することなく助成し、新型コロナワクチン接種費用においては自己負担額の軽減を図る。

8. ハンセン病元患者家族に対する支援体制の強化

ハンセン病元患者に対する補償金等の法整備の完了に伴い、これまで間違った認識や偏見・誤解に苦しんできた元患者やご家族の人権を守るために寄り添える体制を庁内関係機関で整える。

9. 生活保護、生活困窮者等の自立支援強化

生活保護受給者の実態を把握し自立の意欲を高めるため、ケースワーカーの専門性を高め、生活自立支援センターの体制を強化し、相談から自立に至るまでの実効性のある寄り添い型支援の充実を図る。

10. 外国人への生活総合支援の充実

「育成就労法」の成立や「入管難民法」の改正を踏まえ、地域の中で外国人及びその家族が安心して生活できるよう、相談体制の強化、交流事業や日本語教育の取り組みの推進など、外国人施策の充実を図る。

11. 地域包括ケアの充実に向けた体制強化

地域ケア会議で寄せられた意見要望を実効性のあるものとするために、保健・福祉・医療の多職種間の連携を充実させる。また、一人ひとりのニーズに合わせた在宅医療や介護サービスの提供を図る。

12. 福岡100プラザの機能の拡充と活用推進

高齢者の社会参加や健康増進のため、eスポーツなどさらなる機能の拡充を図る。また、就労環境を整えるため、就労コーディネーターの充足に努めるとともに、多くの方が利用できるよう、交通手段の確保に取り組む。

13. 高齢者や買い物困難者への支援強化

社会福祉協議会や民間企業、NPO等を通じた買い物支援や見守り、医療機関への送迎など、きめ細やかなサービスを対象者へ周知する。また、事業者に対する車両購入補助を促進し、買い物困難者と事業者への支援を強化する。

14. 高齢者を孤独・孤立から守るICT活用への支援

高齢者を孤独・孤立から守るため、「見守り交流アプリ」の実証実験を受け、ICTを活用したコミュニケーションツールを導入・検証し、高齢者がDXの恩恵を感じられる支援を行う。

15. 悪質商法や詐欺等の根絶と被害防止策の強化

複雑多様化する若者や高齢者を狙った悪質な商法や詐欺等を根絶するため、消費生活センターの相談体制を充実させる。また、闇バイト対策として県と連動したPR活動等を推進し、被害防止策の強化を図る。

16. インターネットホットラインセンターの周知・活用

オンラインカジノ対策を強化する改正ギャンブル等依存症対策基本法の施行を踏まえ、ネットの110番という認識を市民に周知し、悪質サイト・アプリ通報による削除依頼で、犯罪や依存症から市民を守る体制を作る。

17. 認知症の人と家族を支える支援の充実

高齢化の進展に伴い、認知症の早期発見・早期治療につながる体制の構築を行う。また、ユマニチュードの普及促進と、本人・家族への支援の充実を図る。

18. 終活支援の充実

超高齢社会の進展や単身高齢者の一層の増加を踏まえ、終末医療への意思決定支援や遺言作成の支援、成年後見等の死後事務支援を行う。相続登記の義務化に際し、不動産に関する総合的な相談体制の強化を図る。

19. 多様で複合的な社会的課題の解決に向けた支援体制の強化

孤独・孤立を背景とする様々な社会課題等、既存の制度では対応が困難な世帯を支援するため、地域共生推進員を積極的に活用し、民生委員と連携したアウトリーチ支援の充実を進める。

20. 特別養護老人ホームや地域密着型介護サービス基盤の整備促進

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう小規模施設の拡充や在宅生活を支える在宅医療と介護連携の推進など、必要な方が早い段階で入所できるよう整備を進める。

21. 介護人材等の確保

介護人材の確保・定着を早急に進めるため、事業者へ奨学金返還支援事業の周知により利用促進を図る。また、資格取得者への給付金制度の創設、潜在介護士の人材バンクの開設など、具体的で幅広い施策に取り組む。

22. 高齢者、障がい者の居住支援の推進

サービス付き高齢者向け住宅や、セーフティネット住宅のあつ旋など、高齢者や障がい者の居住を安定確保するため、住宅施策と福祉施策の一体的な取り組みを促進する。

23. 空き家の福祉的利活用の促進

空き家の福祉的利活用の促進に向け、所有者の固定資産税減免等の周知を図り、掘り起こし調査の拡充と「社会貢献型空家バンク」の運用を更に進める。

24. 障がい者基幹相談支援センターの体制強化

急増する複合的な相談や制度の複雑化に対応するため、障がい者基幹相談支援センターの人材の育成・確保、専門性の向上、処遇改善に取り組み、支援者とその家族を孤立させない体制の更なる強化を図る。

25. 強度行動障がい者等への支援事業の拡充

強度行動障がい者の受け入れ人数を拡大し、地域移行を進めるため、共同支援事業の拡充に努める。また、強度行動障害者や重度知的障がい者を受け入れる施設を増やし、併せて短期入所支援事業所の拡大を図る。

26. 児童発達支援事業所の整備推進

市立児童発達支援センターにおける一時預かり事業の検証及び、児童発達支援事業所の更なる拡充を図り、療育を希望する親子が預け先の選択時に孤立化することがないように、相談体制を含めた環境を充実させる。

27. 障がい者福祉の普及啓発活動のための補助金の確保

政令指定都市連絡協議会や各団体との交流、情報交換を行うための自己負担額が増加しており、障がい者の自立と社会参加の機会が適正に行われるよう社会参加推進補助や協会運営補助を確保する。

28. 障がい児・者の日常生活用具認定の拡充

ストーマ装具の基準増額、知的障がい者の紙おむつ、「暗所視支援眼鏡」、「拡大読書器」、「センスプレーヤー」、「人工鼻接続補助用具」等の用具の見直しと拡充を図る。

29. 視覚障がい者等のための情報提供支援の拡充

視覚障がい者・弱視・高齢者に対して、「音声コード U n i - V o i c e」の全庁的な活用と民間企業への広報、市民への普及と同時に、導入された災害リスク対策総合情報アプリ「耳で聴くハザードマップ」の周知啓発を図る。

30. 障がい者が安心して社会参加できるまちづくりを推進

ヘルプカードやミライロ I D の普及啓発や改善を図るとともに、民間駐車場を利用した時でも減免できる精算機の増設・再整備や鉄道における障がい者用の券売機の設置拡充と視覚障がい者の改札利用の利便性向上を図る。

31. 聴覚障がい者への合理的配慮の徹底

本市の広報誌や、ホームページ等にFAX番号やメールアドレスの表記を徹底し、掲載もれを防ぐチェック体制を構築し、民間事業者に対して「耳マーク」の設置促進や「電話リレーサービス」の周知と「手話リンク」の導入を図る。

32. 手話通訳者の派遣の充実と人材育成の強化

ろうあ者が様々な資格取得の講座を受講する際、手話通訳者の派遣に努める。また、手話通訳者や要約筆記者を増やすため、講座のテキスト代、受講費用、資格試験の費用等を補助する制度を創設する。

33. 意思疎通に役立つ軟骨伝導イヤホンの導入

耳周辺の軟骨の振動を通じて音が聞こえる「軟骨伝導イヤホン」を、公共施設や民間施設の相談窓口等へさらに増設し、難聴者や高齢者が安心して相談できる環境づくりの推進を強化する。

34. 防災訓練や災害時の障がい者への情報提供の明確化

障がい者が適切な避難行動をとれるよう、防災訓練の参加を後押しする。その際、視覚に障がいのある方へは音声情報の提供、聴覚に障がいのある方へは大きな文字情報の提供等、合理的な配慮を徹底する。

35. 障がい者等の就労支援の強化

働きたい障がい者と雇用したい企業をマッチングするアセスメントツールを活用し、個別支援のほか、企業に対する啓発活動、就労移行支援事業所等が行っているリモートワーク等、障がい者への更なる就労支援を推進する。

36. 法定雇用率の達成及び働き方の質の向上

法定雇用率の引き上げに伴い、精神障がい者を含めた障がい者の新たな雇用の場を確保するとともに、雇用状況を常に把握し、働き方の質の向上に取り組む。

37. バリアフリーのまちづくりの推進

福祉的観点から郊外部を含むバス停周辺の上屋やベンチの設置を促進する。また、一日の乗降客3,000名未満の鉄道駅や重点整備地区のバリアフリー化などを着実に進め、公共交通利用者の利便性の向上と安全対策を強化する。

38. UDタクシーの導入補助の継続とノンステップバスの普及促進

高齢者や障がい者へのユニバーサルサービスの観点から、UDタクシーの導入状況を常に把握し、UDタクシーやノンステップバスの更なる増台に向けて、車両導入の補助金制度を継続延長する。

39. ドライバー不足の解消による生活交通の確保

高齢者等の日常生活の足であるタクシーやバス等のドライバー不足の解消に向け、女性や若年社員、外国人の雇用を促進する。更に、特区等を活用した自動運転の実用化に積極的に取り組む。

40. 地域との協働による移動支援で生活交通の確保

生活交通の確保が困難な地域においては、行政が主体的に地域と協働し移動支援を進め、オンデマンド交通社会実験についてはエリアの拡大や利便性の向上等、持続可能な生活交通の確保に取り組み、必要な地域へ導入する。

41. 福祉乗車券事業の運用の見直し

乗車券申請後、バスの路線廃止や病気等により従来の券種での移動が困難になる場合に限り、券種の交換ができるよう見直すとともに、人工透析治療の通院患者には使用枚数を増枚する等、利便性と使用率の向上を図る。

42. 成年後見制度の広報・周知と支援強化

高齢化に伴う制度利用者の増加に鑑み、「市民後見人」を養成する研修の更なる促進、後見人報酬支払助成を活用した専門職による支援を強化し、制度の広報・啓発に取り組む。

43. 福祉避難所の体制整備

高齢者、障がい者等の要配慮者が避難する福祉避難所については、個別避難計画をもとに、受け入れ対象者数を把握し対象者に合った支援を行い、社会福祉施設と積極的に協定締結を進めるとともに備蓄体制の強化を図る。

44. 要支援者への個別避難計画作成を推進

災害時の避難行動要支援者名簿への登載者の中でも、特に優先度の高い要支援者に対しては、福祉事業者等と連携を強化する。また、個別避難計画作成をスピードアップさせる。

45. 自転車等の交通マナー・ルールの徹底強化

令和8年の道路交通法改正による、事故削減・被害軽減を目的とした自転車交通マナーやルールを市民や外国人にあらゆる機会周知、啓発する。また、違法駐輪対策の強化や電動キックボードのルールの更なる徹底を図る。

46. 自転車の安全対策

法改正を反映した完全ガイドブックの多言語対応版を作成し、市政だより等の身近で手に入る配布に努め、保険加入率100%を推進する。また、死亡事故防止に向け、地域ヘルメット着用率向上と購入助成の制度化を図る。

47. 地域コミュニティでの支え合い・助け合いの充実

自治会活動に係る市民啓発とコミュニティの魅力向上への支援強化、地域の居場所として空き家などの資源を活用する。またNPO等の組織育成・ネットワーク化を進め、協働による地域共生社会を推進する。

48. 自治会・町内会の負担軽減へデジタル技術の積極活用を推進

電子回覧板導入による、緊急災害情報や防犯情報、地域行事の急な変更などの迅速な情報共有・効率化を一層推進するため、電子回覧板活用講座の拡充に加え、各町内会の実情に応じた導入・活用を伴走支援する体制を構築する。

49. あらゆる人権問題への取り組みの推進

全ての人権問題について教育・啓発の充実に取り組むとともに、パートナーシップ条例制定などによるLGBTQ・性的マイノリティへの具体的な支援を県内の他自治体とも連携し実施する。

③ 若者や子どもが未来に希望を描ける社会を目指して

1. 若者支援のための婚活支援の実施

若者にとって身近な自治体である本市が主体となり婚活支援に取り組み、結婚を希望するが実現に至っていない男女へ適切な出会いの機会の創出、SNSでの発信、AIマッチングやコンシェルジュの活用を積極的に実施する。

2. 結婚新生活支援事業の創設

若い新婚世帯の経済負担軽減のため、家賃や敷金・礼金、引っ越し代等、新生活にかかる費用の応援事業の創設を図り、併せて国の結婚新生活支援制度を積極的に活用する。

3. 不妊治療費助成事業の創設

子どもを産み育てたいと願う男女が、経済的な理由で妊娠を諦めることがないよう、年齢や治療回数により保険適用外となる不妊治療について、本市独自の助成を行い、負担軽減に取り組む。

4. 妊産婦への支援拡充

産後ドゥーラの市民への周知や、幅広いサポートを行うことが出来る人材育成に対し助成を行う等、妊娠期からの伴走型及び訪問型支援の拡充を図る。

5. 産後ケアや産後ヘルパー派遣事業の充実

産後ケア実施場所の拡大に併せ、必要な妊産婦に確実に支援が届くよう広報・周知の強化を図る。また、事業者が適切な支援を行えるよう利用者のニーズ把握を丁寧に行い支援体制の充実に努める。

6. 0—2歳児の負担軽減策の継続

おむつと安心定期便事業の特典について電子チケットの拡大を行う等、配送費の負担軽減に引き続き取り組む。また、産前・産後ケア、一時預かり、家事支援サービス等の利用者負担軽減策を恒久的に実施する。

7. 子育て短期支援事業の拡充

ひとり親をはじめとする保護者が、宿泊を伴う出張等の際、利用する預け先施設を増設し、保護者の精神的、身体的な負担を軽減する。また、保護者自身の働き方の選択肢を狭めることがないよう支援の充実を図る。

8. 入所保留児童対策の強化

都市部の需要が高いエリアごとの保育ニーズを的確に把握し、保育園の増改築を進めるとともに、幼稚園の受け入れ促進も図る。地域で預けられる空きスペース確保とわかりやすい情報発信で、マッチングを強化する。

9. 保育園等における紙おむつ処分費補助

子育て世帯の保護者の負担軽減と保育士の負担軽減につながる保育園等における紙おむつ処分費の補助制度を創設する。

10. 地域子育て拠点の充実

未就園児の定期的な預かりモデル事業の検証を行い、サービスの充実を図り、子どもプラザの機能強化、一時預かり室の設置や教育・保育の常設相談窓口の設置、校区の子育て交流サロンの充実等、幼児教育の支援策を実施する。

11. 幼児教育の負担軽減を推進

すべての子どもの教育の機会を平等に確保するため子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、保育ニーズ調査を踏まえ、待機児童解消への取り組みと合わせて保育所の副食費の無償化を進める。

12. 個別最適化に対応した教育の充実

子どもの多様性に応じたきめ細やかな指導、個別最適化に対応した教育を行うため、担任と従来の専科教員の配置が継続的に実施できる予算措置を行う。また、教職員定数改善を国に強く要望し、教員の十分な確保を図る。

13. 小1の壁を乗り越える朝の居場所支援

保護者支援、児童の安全確保を図るため、校内で安全に児童を見守る朝の居場所支援を進める。シルバー人材センター等を活用し、教員の負担とならない居場所作りを検討する。

14. 不登校児童生徒への支援強化

不登校児童生徒を対象にICTを活用した学習支援の仕組み作りや、支援の強化を図る。また、個に応じた学習支援計画の作成や特例校の増設、学力保証の充実を加速化する。

15. 睡眠教育「みんなく」の推進

睡眠の大切さをエビデンスに基づき市民に啓発し、子どもたちに対しては、睡眠時間等の生活習慣を振り返る教材の活用など、学校、保護者、子どもと一緒に睡眠について考え実践につながるような取り組みを推進する。

16. 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブに従事するすべての職種毎にニーズを把握し、業務量、処遇を含めた課題の洗い出しを行い、働きやすい環境改善に向け早急に取り組む。経験や知識を持つ人材の流出に歯止めをかけ児童の育成の場を確保する。

17. 放課後児童クラブ長期休暇中の食事支援

放課後児童クラブにおける昼食については、持参の他に食中毒のリスク軽減や保護者の負担軽減の観点から、弁当注文も選べる体制を図る。丁寧な説明で選択への理解を促し、希望する全地域に広げることを目指す。

18. フリースクールに通う児童生徒の支援

不登校児童生徒に対する教育機会の確保、社会的自立の促進を図るため、保護者等に対して、フリースクールへの通所費用を助成する仕組みを検討し、保護者の負担軽減を図る。

19. いじめのない学習方法の推進

チャット等でのいじめが発生しないよう万全な対策を図るとともに、タブレット端末の教育アプリを活用した学習方法を検証する。また、「いじめは絶対に許さない」との明確な姿勢のもと、対話による指導を推進する。

20. 体験学習の更なる推進

子どもたちの豊かな体験学習推進事業としての「自然教室」においてデジタルデトックスの観点も充実させた体験機会の継続を図るとともに、実体験の機会となる学習を拡大し、社会性や人間性を育む教育を推進する。

21. 学校給食費相当額の給付を推進

学校給食費無償化の実施に伴い、不登校の児童生徒や長期入院中の児童生徒などにも対象を広げ、すべての子どもたちが等しく支援を受けられるように拡充する。

22. 特別支援教育の拡充

自閉症・情緒障がい特別支援学級を原則として全小中学校に設置し、通級指導教室もこれまでの拠点校方式に加え、巡回方式も取り入れる。また、管理職登用要件に特別支援教育の経験や研修受講を加える。

23. 教員の働き方改革を推進

現場における長時間労働の実態を正確に把握し、業務負担の軽減や管理職の意識を高める。教員が誇りとやりがいを持ち、心身共に健康で働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスのとれた教員の働き方改革を推進する。

24. 遠距離通学費等助成制度の改善

学校長が公共交通機関の利用を認めた児童生徒については、就学援助制度対象者に助成をしている通学費を、その他の遠距離通学児童生徒にも実施する。また、公共交通機関のない地域の遠距離通学児童生徒にも支援を行う。

25. 小中学校における防災対策の推進

日常の学習を防災教育と関連付けることで学力向上も期待できる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、平常時には熱中症対策に、災害時は備蓄飲料水として活用できる災害対応型自動販売機の設置を進める。

26. 子どもの登下校時等の安全対策強化

通学路の危険箇所点検からの結果に基づき、交通事故、犯罪発生等の情報を共有し、歩行者防護柵、防犯カメラの設置等の加速化や、見守り空白地帯の対応として見守り端末機を活用し、担い手の充実を図る。

27. 落雷事故防止対策の推進

近年、落雷事故が頻発していることを踏まえ、雷発生リスクをリアルタイムかつ視覚的に知らせる回転灯などの判断支援装置の実証導入を進め、安全対策の強化を図る。

28. 児童生徒の生理による随伴症状に対する理解の推進

生理による随伴症状や、対応についての理解を深める教育を充実させ、高校進学时に提出する調査書の欠席欄を削除するよう県教育委員会へ要望する。また、生理による休みが欠席とならない制度の導入を検討する。

29. 小中学校における性暴力を未然に防ぐ対策の強化

低年齢化する性暴力が学校現場でも発生する可能性を鑑み、教職員への研修実施や意識醸成の取り組みを図る。また教職員による児童生徒の盗撮や性暴力を根絶する研修実施や、1人1台端末を活用した相談制度の充実を図る。

30. ネット・メディア依存対策の強化推進

乳幼児から高齢者まで幅広い年代を対象にした、ネット・メディア依存の予防啓発、早期発見・治療に至る専門機関による実効的なネット・メディア依存対策の強化を図る。

31. 薬物乱用防止対策の推進

若年層などに急速に広がっている市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）の実態把握を進めるとともに、学校薬剤師等による市販薬の乱用・依存症に関する要望教育の強化を図る。

32. 学校規模適正化事業の推進

学校規模適正化について人口増減や住宅需要予測の専門的な見知から検討し適切な教育環境の確保を図る。今後の少子化も見据え、期間を限定した学校の建設等、新たな試みを積極的に推進する。

33. 学校体育館への計画的なエアコン設置

早期に全学校体育館へエアコン設置が進むよう整備を行う。設置に時間を要する学校への対応策についても検討し、児童生徒が安全かつ快適に学習・活動できる環境の整備を図る。

34. 図書館機能の整備拡充

新規図書の入れ替えや電子図書購入等の財源を確保するとともに、子どもの読書活動推進のため図書館司書の全小中学校への常駐配置を進め、図書館司書を正規職員化する等、処遇を改善し、人材の確保を図る。

35. 放課後等デイサービス事業の支援

障がい別の支援サービスを検討すると共に、運営実態を定期的に調査し、「質」を高める指導・支援を行う。また、学校周辺の送迎車の駐車環境を早急に検討し周知する。

36. 子どもの居場所や学習支援事業のユニバーサル化

全ての子どもの健全育成を図るために、子ども食堂への継続的な補助を実施する。長期休暇中は支援拡充により、子ども食堂開催場所等マッチング支援事業の更なる充実を図り、地域で食と学びを見守る体制の強化を図る。

37. 子育て世帯への経済的支援及び多子・多胎児世帯への優遇策の実施

「少子化対策大綱」に基づき、保育所利用、住宅購入・家賃補助等、子育て・保育・住居・教育費の負担軽減やタクシー等の助成及び公共施設利用料の減免等、国の補助やこども未来基金を活用した優遇措置を拡充する。

38. 子どもの貧困をなくすための支援拡充

支援が必要な貧困世帯の子どもへ確実に届く食と居場所づくりを着実に推進するとともに、スクールソーシャルワーカーを全小学校・特別支援学校に常時配置し、処遇改善による人材確保、学校生活支援員の大幅な拡充を行う。

39. ひとり親家庭及び低所得の子育て世帯への支援拡充

習い事クーポンの在り方・運用方法を検証し、より使いやすい制度として継続して実施する。また、低所得の子育て世帯に対し、物価高騰等の影響を鑑み、国の支援に加え市独自の経済的支援を検討する。

40. 医療的ケア児・者のレスパイト支援

コーディネーター同士の情報共有や継続的なスキル研修、受け入れ事業所に対する設備購入への支援継続、緊急時の短期入所に向けた人材確保への取り組みにより、安心して休息できる体制を構築する。

41. 重度障がい児の支援強化

就労や家族の状況を含めた保護者ニーズを把握し、児童発達支援事業所の計画的な設置を進め、身近な場所で障がい児、保護者支援を行う。

42. 発達障がい児・者への一貫した支援策の推進

「発達障がい者支援センター」と「障がい者就労支援センター」が拠点機能を発揮し、専門家や民間団体、家族等幅広いネットワークを構築し、療育と就労の実績向上を目指すとともに、相談、支援体制の機能強化を図る。

43. ペアレントメンター活動の推進

発達障がい児を持つ親の孤立や不安の解消に向け、発達障がいの育児経験を
持つペアレントメンターとしての養成や、「ペアレントメンターカフェ」を更
に周知し、相談支援体制を強化する。

44. 自殺予防・うつ病対策の強化

特に近年高止まりしている児童・生徒を含む自殺者数を減らすために、自殺
対策推進センターの体制を強化する。また、自死遺族・自殺未遂者の支援に
努め、全庁横断的な体制や各関係団体との連携を更に強化する。

45. 民生委員・児童委員の研修体制の維持

民生委員・児童委員の研修体制に係る各区の予算を十分に確保するとともに、
専門的知識の修得・資質向上や地域課題の共有化を図る。また、委員の空白
区解消とともに活動しやすい環境づくりに取り組む。

46. ヤングケアラー支援の推進

ヤングケアラー本人が自覚出来ず相談につながらないケースもあることから
教育現場における理解促進、周囲から積極的に相談する体制の周知を強化し、
適切な支援に繋がるよう関係機関が緊密に連携し取り組む。

47. 児童虐待の防止・予防対策の強化

子育ての不安や孤立を防止するため児童相談所の相談体制と機能性の向上を
図るとともに、支援が必要な子どもに要請を待たず「プッシュ型」で対応で
きるよう、警察、医療機関、学校等との連携強化を進める。

48. 保育施設・幼稚園等の周辺道路の交通安全対策の強化

交差点の巻き込み部、横断歩道部、児童や未就学児が集団で移動する経路の
危険箇所の防護柵設置やゾーン30プラス設置等、あらゆる対策を講じ、子
どもたちの安全を強化する。

49.5 歳児健診の全面実施

全ての5歳児に対する健診の実施で、軽度発達障がいや行動上の問題を早期に把握する。不安や孤立による虐待や不登校等の防止に向けて、健康状態の共有や育児相談など、親子に必要な支援体制へつなげる。

50. 小児がんなどの重い病気を抱えた家庭への支援

民設民営による子どもホスピス等の緩和ケア施設開設の取り組みに対し、市有地の無償貸付や事業費の一部補助などの財政支援を行い、小児がんなどの重い病気を抱えた家庭への支援につなげる。

51. 医療用ウィッグ等の助成対象者の拡充

原因不明の脱毛症や、小児慢性特定疾病、薬剤の副作用等で脱毛に悩む方々に医療用ウィッグ等の助成を行う。

52. 一人ひとりが希望に応じて活躍できる働き方を推進

ミドル世代を含む求職者の就職支援を強化し、子育てや介護、その両方を担うダブルケアに奮闘する世代が安心と希望を持ち、また、高齢者・障がい者が意欲と能力に応じて働くことができる取り組みを推進する。

④ 安全・安心で良好な生活環境の充実を目指して

1. 安心安全な避難所機能の充実

災害時のマンホールトイレの拡充やトイレカーの早期導入、妊産婦・乳幼児専用避難所等、プライバシーに配慮した環境整備を推進する。あわせて、ペット同伴避難所を各区1ヶ所以上確保できるよう整備拡充に取り組む。

2. 避難者用公的備蓄の充実

非常用トイレ・食糧・乳幼児用液体ミルク・断熱シート・段ボールベッドなど、避難生活の質を確保するためのTKBを充実させるとともに、女性が必要な化粧品などの備蓄も推進する。また、流通備蓄や分散備蓄も充実させる。

3. 災害時の通信機能強化とWi-Fiの機能向上

発災直後の広域エリアにおける電話回線制限時の情報の遮断を見据え、各区役所等公共施設に非常用電源を確保し、通信機能の強化と災害時に限ってはパスワードを必要としないWi-Fi機能の向上を図る。

4. 災害対応支援システムによるネットワークの充実強化

発災時の被害状況の正確な把握、要援護者情報の集約、避難所情報の発信、防災トリアージの精度の向上等、災害対応支援システムの活用で職員訓練を通し精度が上がるようにネットワークの充実強化を図る。

5. 自主防災組織活動の充実強化

タイムラインの構築、自主防災組織活動の充実、「ツナガル^{プラス}」の啓発を図る。地域防災リーダーの資質向上のため、全校区に避難所運営のエキスパートを育成し、関係機関との連携がいつでも取れる体制づくりを強化する。

6. 女性及び外国人の防災人材の育成支援

地域防災に女性や外国人の視点を活かすため、女性及び外国人防災人材の育成を図るとともに、子育て中の女性が参加しやすくなるよう、受講中の託児所の準備や、複数言語に対応できる外国人防災講座の導入を図る。

7. 救急搬送体制や通報システムの強化

「＃7119」や、耳や声が不自由な方の「NET119緊急通報システム」、通報者に映像を送ってもらう「Live119映像通報システム」の積極的な推進や、医療機関への一斉受け入れ要請のシステムを検討する。

8. 小中学生への救命講習の更なる充実

福岡市立小中学校の教職員への救命に関する指導者講習の推進、講習用資機材の充実に努め、市立全小中学校での救命講習の実施を目指す。

9. 改正空き家条例と特措法の一体運用による廃屋等の対策強化

住民が安心して暮らせるように、管理不全空き家等に対し緊急的な危険防止措置を含めた廃屋対策を関係部局と連携を図り強化する。特措法改正に伴い「空家等管理活用支援法人」については、適切な民間団体を指定する。

10. 消防力整備指針に基づく消防力の強化

災害への対応、建築物の大規模化・複雑化、救急出動の増加や救急業務の高度化、人命救助などに的確に対応するため、警防・予防・救急・救助、不足している消防団の団員確保等、広域的な消防体制の強化を図る。

11. 火災警報器の設置及び点検の啓発

住宅用警報器の設置は義務化されていることを踏まえ、地域包括支援センター、町内会、民間などとも連携して100%設置を目指すとともに適切な時期での交換や点検を促す広報活動を強化する。

12. 福岡市消防学校の機能強化

福岡市消防学校の機能強化については、消防職員や消防団員の災害対応能力強化や士気の向上、さらに最新の教育訓練施設の充実に図り着実な整備を推進する。

13. 夜道でも安心して歩ける防犯対策の拡充

犯罪発生場所の過去のデータ分析を元に、街灯の整備や防犯カメラの設置拡大を図るなど、県警や地域・企業と連携した実効性の高い防犯対策を講じ、夜道でも安心して歩けるまちづくりを強力に推進する。

14. 鉄道駅のホームドア設置の推進

国における新型ホームドア設置等の整備方針を踏まえ、本市として、鉄道事業者への駅ホームドア設置に向けて事業計画の策定を働きかけ、鉄道駅の安全対策を強化する。

15. 市営住宅の外来者用駐車場の整備拡充

市営住宅の建て替え時や未利用地等を活用し、デイサービス等の送迎車両の一時駐車場所の確保や外来者のための駐車場整備を促進する。また、短時間無料駐車や予約制のシェアリングモデル事業等、整備拡充に取り組む。

16. 市営住宅の子育て世帯への支援

子育て世帯の入居条件を中学校3年生から高校3年生までに緩和し、入居者の世代間バランスの確保に努め、市営住宅の子育て世帯の入居を促進する。

17. 市営住宅の行政等による共益費の徴収

高齢化により人手不足となっている管理組合などの負担軽減のため、市営住宅における行政等による共益費の徴収については、モデル事業の拡大と合わせて、全市的な早期事業化を図る。

18. 地域の実情に応じた最適な生活交通ネットワークの構築

西鉄バス・西鉄電車・JR九州・昭和バス・市営地下鉄の5つの公共交通機関が連携し、共通乗車券の販売や運賃割引を実施し公共交通の利用を促進する。また、路線の最適化によりフィーダー系統の拡充を図る。

19. 機械式駐輪場等による駐輪場整備の拡充

駅周辺などの駐輪場では満杯状態を超えても受け入れざるを得ない個所もあるため、新たな駐輪場整備や機械式駐輪場の設置を拡充する。また、電動自転車や子ども乗せ自転車の駐輪スペースの拡充を行う。

20. 横断歩道・踏切道の安全対策の推進

「スムーズ横断歩道」の整備、視覚障がい者のための横断歩道内の「エスコートゾーン」の整備、及び踏切道の安全対策として踏切道内誘導表示、踏切拡幅、カラー舗装などを推進する。

21. 自転車走行空間の更なる整備促進

歩行者、自転車、自動車の安全確保を図るため、自転車通行空間の車道部への積極的な整備を推進するとともに、交通事故を防止するための自転車道・歩行者道整備など現場の状況に応じた最適な手法を推進する。

22. 道路や街路の維持管理強化

道路の中央線や路側帯、交通安全注意喚起の白線などが見えにくい箇所やひび割れ、歩道のデコボコや水溜り等の不具合に対してパトロール点検と市民からの通報による体制の強化でスピード感を持った整備を図る。

23. 安全でおいしい水プロジェクトの推進

小中学校や集合住宅などの直結給水化の着実な推進、小規模貯水槽設置者への指導を強化するとともに、市有施設への給水スポットの設置拡充や小中学校や公民館への設置を検討し、安全でおいしい水の供給に努める。

24. 節水型都市づくりの推進

節水意識の啓発活動を維持し、関連ダムの森林整備や植樹による水源涵養、雨水活用による地下水の涵養、下水処理水の積極的な活用促進など、環境に優しく渇水に強い都市づくりを推進する。

25. 水道水の安定供給及び安定経営の持続

水道水の安定供給のため I o T センサを活用したポンプ設備の管理・点検や漏水調査、更に A I や人工衛星画像を活用した漏水調査、水道スマートメーターやマイクロ水力発電導入の更なる拡大の検討を進める。

26. 下水道施設の機能向上とバックアップの強化

下水道の漏水・耐震・浸水対策、合流式下水道の分流化を推進するとともに下水道未整備率 0.05%、371 世帯の早期整備を行う。また、下水道施設への非常用発電機設置などバックアップ機能を強化する。

27. 災害時の飲料水や生活用水の確保

一時避難所など 90 施設を対象とした第 2 次耐震ネットワーク工事を着実に進め、災害時などにおいてもできる限り断水にならないよう市民生活の維持に万全を期す。

28. 線状降水帯による豪雨など都市型水害対策の更なる強化

線状降水帯による豪雨などに備え、中小河川の護岸改修、調整池など排水対策を進める。また、浸水対策強化として新たな雨水整備地域の拡充、大規模貯留管整備や溢水氾濫危険情報のリアルタイムでの発信を拡充する。

29. 土砂災害防止対策の強化

盛り土の適正管理、がけ崩れ対策として土砂災害防止工事等のハード対策と併せ、土砂災害特別警戒区域の周知徹底、改修・移転等に対する支援強化や警戒避難体制の整備の充実に取り組む。

30. 災害に強いまちづくりと無電柱化の推進

防災減災対策として橋梁や道路の計画的な整備を着実に進め、台風の大型化等による災害の被害拡大防止を図るとともに、景観形成、生活関連経路のバリアフリー化に向け「福岡市無電柱化推進計画」を強力に推進する。

31. 旧耐震基準の住宅耐震化の促進

旧耐震基準の住宅への耐震診断を促し、建て替えや耐震設計、耐震改修工事へつながるよう推進する。共同住宅においては修繕計画など管理組合の合意形成を後押しすることで、警固断層地震などの発生に備える。

⑤ 人と地球にやさしい持続可能な都市の構築に向けて

1. 2040年度温室効果ガス排出実質ゼロを目指し脱炭素社会構築へ

カーボンニュートラルの目標達成に向けグリーンボンドや水素の積極活用、排出量取引制度の創設、条例によるCO₂削減義務化など低炭素から脱炭素への流れを加速するグリーン戦略を強力に推進する。

2. 異常気象による熱中症対策の推進

熱中症対策やヒートアイランド現象も含めた気候危機による影響について調査研究を推進し、長期的な対策を講じる。

3. 再生可能エネルギーの普及促進

再生可能エネルギーの最大活用のため福岡市役所本庁舎や市関連施設の電力の100%再エネ由来電力への切り替え、PPAによる再エネ設備導入、事業所の脱炭素化、市民の再エネ電力への切り替えを積極的に推進する。

4. ペロブスカイト太陽電池の積極的活用

地行浜・唐人町エリア、天神エリアで進められるペロブスカイト太陽電池は次世代の再エネ活用の切り札となる得るため、港湾、上下水道施設、地下鉄通路、庁舎内での活用など市域全体の活用方法を検討し実装する。

5. 自律分散型エネルギー社会の構築

太陽光発電、蓄電池、HEMSによる住宅用エネルギーシステムの導入助成を推進するとともに、県への要望を強化し電気自動車購入時の助成拡充、集合住宅や民間企業、市有施設や公道などへの電気自動車充電設備を拡充する。

6. 事業系ごみ・家庭ごみの減量を推進

事業系古紙分別義務化に伴い、排出事業者への周知・啓発を徹底する。また、家庭ごみの雑がみ回収の更なる啓発とともに、生ごみメタン化施設の最大活用のため回収のあり方についての更なる強化を行う。

7. 資源物回収の促進

古紙や雑紙などの資源物の回収拠点の拡充・周知を図るとともに、資源物持ち去り行為の対策強化、高齢化の進展などで回収拠点まで自ら搬出できないとの声にも対応できる体制を構築し、資源物の回収に努める。

8. プラスチックごみの削減

不要なプラスチック製品をできるだけ使わないリフューズの推進や令和9年2月開始のプラごみ分別収集に向けたルール周知やAIを活用したプラスチック分別を本格導入するとともに、ボトルt oボトルの更なる推進を図る。

9. 食品ロスの削減

食品ロス削減を強力に推進するため市民や事業者への普及啓発を更に推進し、寄贈された未利用食品を福祉施設や災害被災地などで有効活用する「フードドライブ」の更なる啓発や「フードバンク」への支援を強化する。

10. 使用済み蛍光灯などの回収拠点の設置拡大

環境汚染への負荷が大きく2027年に製造中止となる蛍光管などの使用済み製品の回収拡大を進めるため、市民の利便性が高い民間協力店などの回収拠点の拡充を図るとともに市民意識向上のための啓発を行う。

11. 使用済小型電子機器の回収とレア金属の再資源化促進

使用済小型電子機器の回収拠点の拡大や回収量の公表、市民への広報・啓発の強化など、わかりやすい環境学習によりレア金属等の再資源化を促進する。

12. 黄砂や微小粒子状物質（PM2.5）対策の強化

黄砂やPM2.5に関する健康影響調査結果など、近年減少傾向ではあるものの市民に的確な情報や知識の提供を行うとともに、今後の対策については、国との連携や国への要望活動を強化する。

13. 火災原因ともなる廃エアゾール缶などの回収方法の検討

東部資源化センターの火災を教訓に、火災原因ともなる廃エアゾール缶やリチウムイオン電池、モバイルバッテリーなどの回収ボックスを全公民館や市有施設に設置し、廃棄方法の周知や回収方法のあり方を検討する。

14. 道路照明灯及び防犯灯のLED化と維持管理の推進

省エネ対策として道路照明灯の一括LED化やすべての防犯灯のLED化を着実に進め、景観にも配慮した道路照明灯の設置や、福岡市防犯賠償責任保険制度の周知・活用を推進する。

15. 生物多様性の保全と活用

生物が生まれ育つ博多湾の目標像を示した新・博多湾環境保全計画において、貧酸素対策としての下水高度処理水のチェックや干潟の保全を推進するとともに、地域住民やNPO等の活動支援及び連携強化を図る。

16. 自然と共生し生態系を守るエコパークゾーンの整備

シギ・チドリや絶滅危惧種クロツラヘラサギ等、エコパークゾーンに飛来する渡り鳥の生息環境を保全し、自然環境の調和がとれた市民に親しまれるアイランドシティはばたき公園の整備を進める。

17. 花とみどりの保全と創出

貴重な緑を保全するとともに、ビル建て替え時等、公共空間に緑の創出を推進する。また、市民・企業・行政が力を合わせ、花やみどりで彩られ、歩いて楽しい魅力的な街並みを市全域に展開する。

18. 雨水流出抑制を踏まえたグリーンインフラの整備の推進

公共施設での雨水流失抑制のため治水地整備や、都心の修景によるにぎわいの創出、流域治水の役にも立つ「雨庭」の整備など、グリーンインフラ整備を推進する。

19. 公園の再整備と適正管理

木陰で憩えるような植樹、UD遊具の整備等を推進する。また、掃除道具を入れる倉庫の設置など公園愛護会に寄り添った支援や、コミュニティパーク事業の促進により草木の除草伐採等、持続可能な維持管理に取り組む。

20. 保存樹と街路樹の適正管理

樹木診断や剪定費用等の整備計画が見える化し、補助を活用した保存樹の維持管理を適切に行う。また、根上がりや倒壊の危険性の高い街路樹について、倒木等による事故を未然に防ぐための早急な対策を行う。

21. 市街化調整区域における空き家の利活用の取り組み等への支援

能古校区・北崎校区・曲淵校区・志賀島地区等において、空き家の利活用の取り組み等への支援を充実し地域の活性化を促進する。また、区域指定型制度の活用に向け、なお一層の情報提供を図る。

22. 地下鉄のユニバーサルデザインに配慮した整備促進

車いすやベビーカー利用者の安全確保や列車とホームの段差や隙間の解消、エスカレーター利用時のマナーの啓発強化、車内防犯カメラ設置や駅構内への画像解析AI活用など、ユニバーサルデザインを推進する。

23. 地下鉄ラッシュ時の著しい混雑緩和のための更なる対応強化

地下鉄七隈線の延伸に伴い、特に朝のラッシュ時に著しい混雑が発生しており、更なるダイヤ改正を行うとともに列車の増便を検討する。

24. 地下鉄駅周辺の賑わいづくりの推進

駅構内においては快適で高品質なサービスの提供、コインロッカー増設など駅ナカビジネスや賑わいづくりの推進、国内外からの来訪者の利便性の向上と高齢者・障がい者などにも配慮した地下鉄環境づくりを進める。

25. 地下鉄利用者の更なる利便性の向上

福岡市地下鉄利用者の更なる利便性向上を目指し、事前チャージなどが不要なクレジットカードのタッチ決済乗車の更なる利用者拡大やＪＲや西鉄との乗り継ぎの際の精算方法の課題解決など連携強化を図る。

26. 地下鉄の脱炭素への貢献

環境負荷低減のためＣＯ２の更なる削減に寄与する高効率モーターの積極導入、回生ブレーキの電力活用、下水熱の活用などにより脱炭素社会への貢献を見える化する。

27. 再犯防止推進計画の実行

保護司や協力雇用主等の民間協力者や保護観察所等の機関と連携して作成した再犯防止推進計画については、行政が主体となって推進し、犯罪のない社会を構築する。また協力者を増やす手立てを講じる。

28. 福岡市保護司会への支援強化

高止まりする犯罪再犯率の低下に向け、要保護観察対象者が抱える多様化する課題等への対応や、スキルアップの向上に要する福岡市保護司会の研修等に係る財政支援を強化する。

29. 動物支援活動の推進

地域猫活動推進団体に去勢手術代の助成等を集中的に行う。地域の実情に応じて助成期間の更新や適正飼育のための効果的な啓発を行う。譲渡推進のための犬猫パートナーシップ店は目標をもって充実させる。

⑥ 誰もが魅力を感じる観光・M I C E都市福岡へ

1. 都市ストックの有効利活用の推進

観光・M I C E誘致に向けて福岡城復元整備を推進し、史跡や美術館等の都市ストックの展開で競争力強化を図る。ストリートピアノイベントの開催や設置場所の拡大、川端商店街の公道の利活用等で賑わいの場を創出する。

2. 福岡の魅力を掘り起こし磨き上げ観光資源として活用

歴史的文化資源の鴻臚館・福岡城、博多旧市街に加え、その他の史跡も加えた多彩な観光地への案内を発信し、北崎・志賀島など農山漁村地域の資源を活用した滞在コンテンツ造成支援など、観光資源の発掘と環境整備を行う。

3. 九州ゲートウェイ都市として観光・集客をけん引

福岡市美術館、博物館、アジア美術館、博多座、福岡市民ホールなどで特色ある展覧会や公演を誰もが安心して楽しめるよう取り組む。リアルに体験する喜びを提供し、魅力あるゲートウェイ都市として集客をけん引する。

4. 文化芸術振興施策の拡充

アーツカウンシルの機能を発揮して、文化芸術活動者へのきめ細やかな支援を行い、市民と一体となった「Fukuoka Art Next」の取り組みによる新しい価値観や効果を、まちづくり・観光・集客・M I C Eに活かす。

5. 福岡市の魅力発信と外国人観光客の受け入れ推進

S N Sの旅マエ・旅ナカ・旅アト活用や、おもてなしサポーターの充実を図り、福岡市の魅力を多言語で案内する。周辺自治体とも連携して、新しい地域・リピーターを意識した観光・M I C Eの誘客に取り組む。

6. オーバーツーリズムの未然防止と抑制に向けて

持続可能な観光地域を目指し、インフラの充実と交通混雑の緩和を図る。旅マエ・旅ナカの取り組みと外国人にもわかりやすいピクトグラム等を活用して、地域との協議に基づいた旅行中の行動指針やマナー違反の周知に努める。

7. 観光・M I C E の戦略的推進で集客・交流の促進

M I C E への誘致活動を強化するため、ウォーターフロント地区のふ頭基部を機能集積と海辺の賑わい・憩いを持つ、他都市に負けない「オール・イン・ワン」のM I C E 拠点として整備する。

8. スケートボードパークの活用

スケートボードパークについては、国内のスケートボーダーや若者への支援を行い、また都心における賑わいの創出など施設の有効活用に努め、国際大会や国内の大規模大会の招致を図っていく。

9. ウォーターフロントエリア等の交通アクセスの確立

イベント開催時の交通渋滞の解消、公共交通の更なる強化を図るため、博多駅や天神等の主要駅とウォーターフロント地区等を結ぶ新交通システムを確立する。

10. 都市計画道路・生活関連道路の着実な整備推進

天神通線については、渡辺通りの慢性的な渋滞緩和のため天神ビッグバンと並行し、天神通線北側の整備を着実に進める。また、都市計画道路や生活関連道路整備に際しては十分な予算の確保に努め市民生活の質の向上を図る。

11. 車いす貸出サービスの創設

障がい者、高齢者、来街者等が市内を移動する際、主要箇所では自由に貸出返却ができる車いすサービスを、民間事業者と連携し実施することで、誰もが移動しやすいバリアフリー社会の実現を目指す。

⑦ 物価高騰に対応できる福岡経済を目指して

1. 地場産業の支援と育成の強化

地元商店街や小売店舗への消費喚起のため、プレミアム付商品券事業等による活性化を図る。また、地場中小企業のデジタル化への取り組みを支援し、生産性向上を推進する。

2. 社会課題に挑戦する中小企業への支援

物価高騰対策、D X、脱炭素、障がい者への合理的配慮の提供などに取り組む中小企業・小規模事業者に対し、融資制度、補助金制度等の充実を図り、現場ニーズに即した伴走型支援を行う。

3. 融資の条件変更手続きへの柔軟な対応と相談体制の充実

事業者に寄り添った中小企業サポートセンター等の相談体制を強化し、中小企業・小規模事業者に対する商工金融資金の融資期間の延長や返済猶予、借り換えなど、条件変更手続きへの柔軟な対応を促す。

4. 特区を最大限活用した創業と企業立地の促進

特区である税制の特例措置や「Fukuoka Growth Next」を最大限に活用しながら創業環境を強化し、世界中から国際金融機能など、成長分野や本社機能の誘致を促進する。

5. 最先端技術を活用する企業の育成

健康・医療・介護分野等でのA I、I o T、ロボットの活用促進など、ケアテックベンチャーや新産業の振興を支援するとともに、市民への最先端技術の広報に努める。

6. 奨学金返還支援制度の創設

自治体や企業が奨学金の返還を肩代わりする代理返還は、若者にとっては奨学金返還の負担軽減、中小企業の人材確保や持続的経営、若者の地元定着にもつながるため、奨学金返還支援制度の普及と積極的な活用を推進する。

7. 「ものづくり」の体験の場づくりと地元技能職者の積極的な活用

児童・生徒に対する「ものづくり体験講座」実施校の拡大、後継者育成事業等の周知に努め、新製品やニュービジネスの創造に向けて、地元技能職者の積極的な活用を図る。

⑧ 魅力あふれる農林漁業の振興と発展に向けて

1. 農業用ため池の災害リスクへの対応強化

農業用ため池については、適切な管理を行う。更に防災重点農業用ため池の安全向上のため耐震調査や水位計の設置等を行い、浸水範囲や避難場所を示したハザードマップを作成し各戸配付等により周知徹底を図る。

2. 農林水産業の新規就業者及び後継者の育成

農林水産業の新たな担い手の確保及び後継者育成のため、若者・女性なども就業しやすく魅力ある支援を行う。また、農地の集約化やＩＣＴの活用など合理化・省力化で農林水産業従事者の支援を行い所得の向上を目指す。

3. 持続可能な農林水産業のための生産環境の改善・強化

農地の保全や耕作放棄地の有効活用、次世代太陽電池などを検討する。藻場保全、資源管理、人工漁礁や磯焼け対策等で漁業環境の保全に努め、継続的な生産への改善と強化を図る。

4. 鳥獣被害対策の強化

鳥獣被害は、農業従事者の意欲減退や耕作放棄・離農にも繋がりがねないため、定期的な草刈りやＩＣＴ・ＩｏＴの活用、市街地においてはＬＥＤによる追い払い等、新技術による積極的な対応の強化を図る。

5. 花粉発生源対策の推進

森林保全や花粉リデュース促進はスギやヒノキの花粉を減らす取り組みを加速し、花粉の少ない品種への植え替えを計画通り進めるなど、伐採した木材を地域産木材として活用し、住宅や公共施設での利用を推進する。

6. 6次産業化・ブランド化による農林水産業経営の支援強化

市内産農畜水産物の地産地消や6次産業化を進めるとともに、唐泊恵比須かきなどのブランド化や、国内外への販路の拡大など、経営支援を強化する。

7. 市民生活を支える農林水産業の振興

市内産農畜水産物の学校給食への利用拡充や、「ふくおかさん家のうまかもん」認定事業者と生産者の情報発信など、消費拡大に向けた取り組みを推進する。公共施設等への地域産材の計画的な活用を促進する。

8. 卸売市場の機能強化と輸出手続きの短縮化

活性化施設の整備については、場外市場を含めた長浜ブランドの構築・市場活力の維持を目指し検討を行う。農林水産物の輸出促進に向け市場での輸出証明書の交付などにより、輸出手続きワンストップ化を推進する。

9. ^{うみぎょう}海業の推進による漁港漁場の活用化促進

博多港や玄界灘などの豊かな漁場を活かし、海業の推進を積極的に進めることにより、漁港の整備・活用と漁場の持続可能な利用を促進し、漁業者の所得向上、民間活力の導入、新たな雇用の創出で漁港の活性化を図る。

10. 農福連携の推進

農業の担い手確保や、障がい者等の社会参画の実現に向けて、技術習得のため福祉事業所職員を対象とした農業研修や農家と福祉事業所等とのマッチングを行うなど、農福連携の取り組みを推進する。

11. スマート農業の推進

アグリDXプロジェクトの展開でスマート農業の基盤強化と民間企業との連携で生産性向上、省力化、持続可能な農業を推進する。「スマート農業技術活用促進法」の施行を踏まえ、認定計画への支援強化を図る。

⑨ 人流・物流ともにアジアの拠点となる博多港と空港へ

1. アジアの玄関口としてふさわしい港湾における物流機能の強化

国際海上コンテナ取扱個数130万TEUの目標達成に向けた航路誘致を推進し、D岸壁全体の早期整備について国へ働きかけ、コンテナターミナルの機能強化を図る。

2. クルーズ拠点港として安全安心な受け入れ環境の充実

国内クルーズ、国際定期航路の更なる誘致活動を進めるとともに、受け入れ環境の充実を図る。また、アウトバウンドについては、事業者との協議で具体的な航路拡大に向けて取り組む。

3. 市民や来訪者に親しまれる魅力ある港づくりの推進

ベイサイドエリアにおける博多ポートタワーのライトアップによる景観づくりやイベントの充実など、市民に親しまれ、来訪者にも魅力のある港づくりを推進する。

4. 福岡空港の機能・競争力強化

福岡国際空港株式会社とのパートナーシップ協定に基づく独自協議などを最大限活用し、ターミナル増設による空港の機能強化等で、国際線誘致やアウトバウンド施策等の取り組みを強化する。

5. 博多港カーボンニュートラルポートの形成

「2040年度温室効果ガス排出量実質ゼロ」に貢献するとともに、博多港の国際競争力の強化を図るため、博多港の脱炭素化を促進し、船社・荷主から選択されるカーボンニュートラルポートの形成を目指す。

■ 各区の要望項目

東 区

- ① 地下鉄2号線（箱崎線）と西鉄貝塚線の直通運転化
- ② 九州大学移転跡地（箱崎キャンパス）のまちづくりの着実な推進
- ③ 第1次～第3次の夜間・救急医療体制の整備
- ④ セアカゴケグモやヒアリなどの特定外来生物の定期調査と駆除の徹底
- ⑤ 「海の中道海浜公園線」など東部地域の都市計画道路の早期着工
- ⑥ JR香椎線の各鉄道駅のバリアフリー化の促進
- ⑦ 香椎・箱崎・若宮商店街などの賑わい対策の実施
- ⑧ 和白干潟のラムサール条約登録の推進
- ⑨ 志賀島活性化構想の推進及び大岳・西戸崎を含めた生活交通の維持
- ⑩ 海の中道～志賀島サイクリングロード・景観に適したガードレール整備
- ⑪ 雁の巣レクリエーションセンターの全天候型多目的グラウンドの増設
- ⑫ 香椎浜・照葉地域の人口増による安全確保のため交番の新設
- ⑬ 城浜・御島崎・香椎浜・和白・奈多・三苦海岸周辺の松くい虫対策の継続的な実施
- ⑭ 博多バイパスの騒音対策、香椎三中付近のバス停新設、道路照明灯の増設
- ⑮ 区内の「子どもの食と居場所づくり」の拡充
- ⑯ 香椎照葉地域人口推移に伴う学校やコミュニティ施設などの適正配置
- ⑰ 都市計画道路 松崎土井線（若宮工区）の安全な歩道確保と早期道路の完成
- ⑱ 「のるーと」の香椎駅や松崎地域への延長など移動交通手段の充実
- ⑲ 舞松原・若宮地区における抜本的な浸水対策の強化・推進

博多区

- ① J R 鹿児島本線の長時間に及ぶ踏切遮断の解消策の検討
- ② 区内の公園のベンチ・遊具等の維持管理及び防犯対策の強化
- ③ 那珂川等の河川敷を活用したウォーキングコースや親水空間の整備
- ④ 福岡空港国際線側を空の玄関口にふさわしい街並みの整備
- ⑤ 住吉中学校第2運動場の校区内への移転整備
- ⑥ アサヒビール工場跡地を含めた那珂小・東住吉小の学校規模適正化の検討
及び周辺校区（弥生・春住）の通学区域整備
- ⑦ J R 竹下駅西口から塩原橋（竹下2106号線）の歩道の整備
- ⑧ 相生踏切横断歩道橋のエレベーター設置によるバリアフリー化
- ⑨ 銀天町商店街付近の水害対策

中央区

- ① 区内の交通渋滞地区の改良推進
（六本松・天神交差点・都市高速天神北ランプ出口付近）
- ② 都心の駐車場、駐輪場、バイク駐車場（大型を含む）対策の推進
- ③ 唐人町、柳橋連合市場など商店街や市場の活性化
- ④ 公有地利用などで都心部に不足している特別養護老人ホームの設置促進
- ⑤ 下水道の合流式の分流化促進
- ⑥ 薬院新川などの親水護岸化の推進
- ⑦ 都心部での緑地保全や区役所庁舎での屋上・壁面緑化の推進
- ⑧ 那珂川・樋井川・薬院新川沿い周辺地区の浸水対策の促進
- ⑨ 市民や観光客が集い憩える魅力あるセントラルパーク構想の実現

南 区

- ① 南区地域交流センター建設について、交通の利便性確保と安全や渋滞対策等、地域からの要望に対して柔軟に対応する
- ② 唯一地下鉄が敷設されていない南区の公共交通ネットワークについて検討課題として議論の俎上に載せる
- ③ 区内の生活道路と歩道の整備及びバリアフリー化の更なる推進
- ④ 西鉄井尻駅周辺の再開発促進
- ⑤ 西鉄大牟田線の大橋・井尻間の高架事業の推進
- ⑥ 那珂川の河川敷を利用したウォーキングコースの整備促進
- ⑦ 都市高速5号線野多目J C乗降口周辺の渋滞緩和策の具体化
- ⑧ 西高宮小学校第2運動場の用地取得を強力に推進
- ⑨ 都市計画道路 野間屋形原線に係る用地の早期取得

城南区

- ① 片江風致公園南側一帯を「ホタルの里」として自然環境等の整備
- ② 地下鉄七隈線の主要駅間に、「チョイソコふくおか」の停留所を設置
- ③ 通学路の安全確保、特に事故が多発する交差点の信号機の設置や路面標示
- ④ 防犯カメラの設置による安全安心な街づくりの推進
- ⑤ 通学路の路面標示や「ゾーン30プラス」の設置など生活道路の安全確保
- ⑥ 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
- ⑦ 友泉亭公園と田島、友丘近隣商店街を含め、地域経済の振興支援

早良区

- ① 地下鉄七隈線主要駅と地域を結ぶ循環バスの運行
- ② 公共交通空白地や交通不便地における生活交通の確保
- ③ 主要幹線道路の早期整備と交通渋滞の解消
- ④ 七差路となっている原交差点における横断歩道のエスコートゾーンの整備
- ⑤ 交通ネットワークの地域拠点である野芥駅周辺の環境整備
- ⑥ サザエさん商店街通りの活性化とともに、交通の広域拠点である西新・藤崎駅周辺、博物館・元寇防塁などと連動したまちづくりの推進
- ⑦ 市民に身近な生活環境（道路、駐輪場、通学路、河川、水路等）の整備
- ⑧ ひったくりや自転車盗、性犯罪などの撲滅に向けた防犯への取り組み強化
- ⑨ 室見川の氾濫防止や維持管理を引き続き県に要望するとともに、浸水多発地域の浸水対策の強化
- ⑩ 身近な公園の整備・維持管理及び早良区南部運動公園の早期整備
- ⑪ 室見川緑地及び河畔公園の整備促進
- ⑫ 南部地域の振興及び農林業生産基盤の整備充実
- ⑬ 地域交流センターの交通アクセス強化

西 区

- ① 西九州自動車道を活用した伊都キャンパスとのアクセス強化
- ② 市道福重石丸線（新室見～西部市場跡地間）拡幅整備の早期完了
- ③ 地域との協働による移動支援及び生活交通確保
- ④ 姪浜駅南口ロータリー改装ならびに駅前広場のリニューアル
- ⑤ 九州大学学術研究都市づくりの推進と九州大学と連携した地域振興の推進
- ⑥ 元岡地区新設中学校の開校に向けた生徒の通学における安全確保対策
- ⑦ 中山間部や島しょ部におけるイノシシ被害対策の拡充と市民への周知啓発
- ⑧ 地域資源を活かした北崎校区、今津校区の市街化調整区域まちづくり推進
- ⑨ 小呂島、玄界島の離島振興対策と漁業振興の推進
- ⑩ 能古島への観光支援や能古島校区まちづくりに向けた取り組みの推進
- ⑪ 博多湾における遊漁船、プレジャーボートのマナー・法令遵守の徹底

